

令和4年8月大雨福井県災害義援金募集要綱（第2版）

社会福祉法人 福井県共同募金会

1 趣 旨

令和4年8月4日から大雨の影響で、福井県内において河川の氾濫や土砂崩れにより多くの家屋で床上・床下浸水の被害が発生し、南越前町では災害救助法が発令されました。

福井県共同募金会（以下、本会という）では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和4年8月大雨福井県災害義援金

3 受付期間

令和4年8月10日（水）から令和4年9月30日（金）まで

4 義援金の受付方法

(1) 銀行振込

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
福井銀行	学園出張所	普通預金 6033280	社会福祉法人福井県共同募金会
※福井銀行本・支店間の窓口、ATM、インターネットバンキングからの振込手数料は無料となります。			

(2) ゆうちょ銀行(郵便局)

口座番号	口座名義
00160-9-588671	福井県共同募金会災害義援金
※全国のゆうちょ銀行本支店窓口及び郵便局窓口からの振込みは、期間中の振替手数料が無料となります。	

(3) 義援金の持参(平日のみ)

福井県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

5 義援金の配分

本会に寄託された義援金については、福井県、福井県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇制度の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規程する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととします。
- (2) この要綱は、令和4年8月9日から施行します。
- (3) この要綱は、令和4年8月12日に一部変更

8 問合せ先

社会福祉法人福井県共同募金会

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22

TEL:0776-22-1657 FAX:0776-22-3093

E-MALL: akaihane@mx2.fctv.ne.jp